

学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る
広島県教育委員会の基本的な考え方について

- 1 学校においては、感染防止の3つの基本、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いなどの感染対策を徹底するといった「学校の新しい生活様式」(令和2年5月22日文部科学省)を導入し、感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、幼児児童生徒の学習機会を確保する。
- 2 感染者が確認された場合には、衛生主管部局等と連携しつつ、感染者及び濃厚接触者の出席停止などを行う。また、学校内で感染が広がっている可能性がある場合には、専門家の意見を踏まえ、臨時休業について、適切に判断する。
なお、再度感染者が増加するなどの事態が生じた場合には、地域の感染レベルの状況に応じて適切に対応する。
- 3 感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底する。

※ なお、県立中学校・高等学校においては6月1日(月)から、県立特別支援学校においては6月15日(月)から、「学校の新しい生活様式」(令和2年5月22日文部科学省)による全面再開とする。

令和2年5月22日 広島県教育委員会